

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する  
タスクフォース（第17回）

令和4年4月5日

1 日時 令和4年4月5日（火）15:00～17:00

2 場所 WEB 会議による開催

3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、益川構成員、森構成員、山口構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一財)マルチメディア振興センター、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム、(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○発表者

株式会社三菱総合研究所

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、梅村サイバーセキュリティ統括官室参事官、赤間情報流通振興課情報活用支援室長、熊原同室課長補佐、片桐消費者行政第一課長、竹内同課課長補佐、

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

① 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について

・(一社)電気通信事業者協会

- ・(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)
  - ・(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構及び(一社) 安心ネットづくり促進協議会
  - ・事務局
  - ・株式会社三菱総合研究所
- ② フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告について
- ・(一社) 電気通信事業者協会
  - ・(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)
- (3) 閉会

## 5 議事要旨

(1) 開会【中村主査】 第17回青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースを開催いたします。

冒頭、事務局からウェブ会議の開催上の注意事項についての御案内、それから配布資料の確認、よろしくお願いいたします。

(事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項案内及び配布資料確認を実施。)

### (2) 議題

① 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について

【中村主査】 今日の議題は、取組進捗状況と、フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告についてです。

まず、議題1、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策等を踏まえた取組の進捗状況。これは議事次第にあるとおり、電気通信事業者協会、それからテレコムサービス協会、ソーシャルメディア利用環境整備機構、安心ネットづくり促進協議会、事務局、三菱総合研究所から説明をいただくということになっています。

電気通信事業者協会、吉岡さん、説明をお願いします。

〈(一社) 電気通信事業者協会から、資料 17-1 「(一社) 電気通信事業者協会ヒアリング

資料」について説明)

【電気通信事業者協会】 それでは、説明いたします。資料 17-1 を御覧ください。

1 ページ目、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策ということで、昨年7月にまとめられております内容ですが、その中で、携帯電話事業者が取り組むべき方向性というものが示されておりますので、その取組の進捗状況を報告いたします。

2 ページ目を御覧ください。携帯電話事業者が取り組むべき方向が左側に1番から5番まで示されております。それに対して、現在の対応方針及び検討状況を右に記載しております。

まず、1点目です。フィルタリング設定促進のための後追い施策を検討ということですが、こちらはフィルタリングを申込みいただいた方のうち、事業者で設定をされずに御自身で有効化をすると選択された方に対しまして、その設定が漏れないように後追い施策を検討しなさいという中身になります。こちらにつきましては、各事業者とも、保護者宛てに設定の促進のメールを送るということで、実施または検討しております。記載しているとおり、KDDIは既に対応済みです。残り3社につきましては、今年度中に実施もしくは開発着手の見込みです。KDDIの実施内容ですが、昨年の5月から開始済みでして、オンラインの契約者に対して翌月に設定を流すメールを送信するという中身です。

2点目、子供との共用の可能性を想定したフィルタリングの情報提供の対応ですが、これも各社とも店頭の説明ツールや、ウェブサイトの情報に記載して、情報提供を行っているということです。

3点目、フィルタリングサービスのユーザビリティ改善を目的として、サービス提供者、サービスコンテンツ提供者など、通信事業者と併せて取り組む体制の整備についてですが、これにつきましては、前回報告した中身を申し上げますと、以前よりもカスタマイズの設定を簡単にすとか、あるいは、利用状況の確認ができるようになったとか、利用時間の制限ができるようになったとか、そういう中身について前回報告いたしました。現在も、このような取組の協力体制は継続しておりますが、中身として特記すべき報告する中身がないので、今回は、こちらは割愛いたします。

4点目、カスタマイズ設定方法に関する分かりやすい情報提供、こちらも各社とも店頭の説明ツールですとか、あるいはウェブサイト情報を掲載しています。

5点目、こちらはインターネットの危険性やフィルタリングの効果、ペアレンタルコント

ロール機能のさらなる理解促進の取組ということですが、こちらも従来からやっているのですが、説明ツールを充実化させたり、あるいは保護者向けの特設サイトを開設したりということをやっております。赤囲みしている2番、4番、5番が、実際のものが2ページ以降にありますので、簡単に説明いたします。

3ページ目を御覧ください。こちらは、親子で端末を共有する際の情報提供について、どのようにやっているかというNTTドコモの例です。スマホ教室、あるいは、スマホ・ケータイ安全教室などの中で取り上げるようにしたほか、フィルタリングのパンフレットの中にも、総務省サイトのQRコードを記載したりして情報提供を行っているということになります。

4ページ目が、KDDIがやっている例になります。詳細は省きます。

次が、ソフトバンクのやっている事例です。6ページ目が、楽天モバイルがやっている中身で、各社ともパンフレットなどに記載して情報提供を行っているということです。

7ページ以降も、先ほど冒頭に申し上げた、2番、4番、5番について、各社がどのように提供しているかという事例の紹介になりますので、ここでは説明を省かしていただきますが、各社ともパンフレットやウェブの中身を更新しながら、より見やすく、より情報が伝わるようにという工夫をしながら、これらの情報提供を行っているということです。

以上ですが、要は報告書の中に記載された、携帯電話事業者が取り組むべき方向に対して、各社ともこのように取り組んでいるということになります。

私からの報告は以上です。

**【中村主査】** どうもありがとうございます。

では、続いて、テレサ協のMVNO委員会、井原さん、説明をお願いします。

〈(一社)テレコムサービス協会(MVNO委員会)から、資料17-2「(一社)テレコムサービス協会(MVNO委員会)ヒアリング資料」について説明〉

**【テレコムサービス協会】** MVNO委員会、井原でございます。

それでは、フィルタリングサービスの利用促進に向けたMVNO業界の取組について説明させていただきます。資料17-2を御覧いただければと思います。

まず、2ページを御覧ください。以前より指摘を受けておまして、また、新たな課題及び対策でも指摘を受けております、加入・有効化措置の状況把握の公表について説明させていただきます。改めて、個社名の公表に関しまして、MVNO各社にヒアリングを行いまし

た。14 社より回答を頂戴いたしました。結論としましては、公表可が7社、条件付公表可が3社、公表不可が1社となっております。後ほどのパートで説明させていただきますが、今回は条件付公表可を含めた10社については、社名公表をさせていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらはフィルタリングに対するMVNOの課題のヒアリングの結果のまとめでございます。まず、申込率に関しては、契約者の理解の問題やサービス利用料の問題、OSフィルタリングの問題がございました。有効化措置率に関しては、申込みベースによる有効化措置数の確認の問題、その他の問題点をこちらのほうにまとめさせていただいております。契約者の理解の問題については、MVNOに関して、オンライン契約が一般的であるため、契約者に理解いただくための取組に限界があるなどの課題がございます。OSフィルタリングの問題については、こちらもオンライン契約において、実際にOSフィルタリングを利用されているかどうかを判断できないということがございますので、実際に利用されていたとしても、フィルタリング申込みとしてカウントできないなどの問題があります。

なお、MVNOのフィルタリングは有料であるということですので、OSフィルタリングを選択される場合があり、カウントできないという問題は、加入率に大きく影響している可能性はあるかと思われます。また、後ほど説明させていただきます各社の取組におきまして、これらの問題を解消できるような取組もございますので、有効事例として、MVNO各社へ共有の徹底を図ることで課題の解消につなげていきたいと思っております。

続きまして、4ページを御覧ください。昨年8月に改定いたしました、MVNOの独自ガイドラインについての各社の対応状況でございます。改定内容は大きく4点です。使用者の確認の徹底、オンライン申込み時の仕様による申込率の改善、子供と共有する場合の注意喚起の文言追加、フィルタリングのアクティベート状況の確認でございます。これらについて、各社の対応状況をヒアリングした結果の一覧表となっております。これらに関しましては、今後も定期的に確認を行っていききたいと思っております。また、状況に応じてはガイドラインの更新のほうも行ってまいります。

なお、未対応と回答いただいた事業者につきましては、個別にヒアリングをさせていただいておりますので、口頭ではございますが、説明させていただきたいと思っております。まず、申込率改善への取組については、2社が対応予定なしとなっております。理由としまして、1社はそもそも18歳未満の利用者による契約の受付を行っていないということで、こちらは予定なし。また、もう1社につきましては、現状、契約数が非常に少ないということと、青

少年利用の申込み自体も現状発生していないということから対応予定なしとしているとのことなのですが、こちらは状況が変化した場合には適宜検討するとのことでございます。

また、フィルタリングの利用向上への取組については、1社が対応予定なしとなっております。こちらに関して、フィルタリングサービス自体は、自社のサービスとしては提供していないということで、利用状況についての把握ができないために対応予定なしとされているとのことです。

5ページ以降は各社の取組の具体例と自己評価でございます。申込率が高い事業者の取組をかいつまんで説明させていただければと思います。5ページを御覧ください。こちらはI I Jの取組でございます。店舗の契約の際に、動画による重要事項の説明が実施されております。画像は動画のサンプルということになっております。動画での説明により、フィルタリングサービスの必要性が分かりやすく契約者に伝わることで、高い申込率となっているとのことです。自社での評価に関しては、動画化したことによって説明時間の短縮や分かりやすさが向上しているということですので。今後は、動画の説明内容の改善やオンライン契約でも有効であるかを検証し、導入のほうを今後検討していくとのことです。

7ページを御覧ください。こちらはビッグローブの取組でございます。以前より、オンラインコンテンツによるフィルタリングの重要性等について、啓発活動を実施されております。自社の評価としても、こちらの活動によって一定の成果が出ているとの認識をされているとのことです。引き続き、保護者への啓発、情報発信の強化を行っていくとのことでございます。

8ページを御覧ください。イオンリテールの取組でございます。フィルタリングの利用促進を阻害している問題を解決するというので、オリジナルのフィルタリングアプリでのサービスを提供しております。定期的にアップデートを行いまして、継続的に課題の解消に努めているということですので。

また、MVNOの中では珍しく店舗契約が中心であるために、アプリベンダーと連携をしたオンラインでのスタッフの教育にも力を入れており、勉強会に参加した店舗の加入率は向上しているとのことです。さらに、優秀なスタッフのトーク内容について、他のスタッフへの水平展開なども行っており、成果が出ているということでございます。こちらは、画像が説明用のキーワードの一例となっておりますので、参考までに御覧ください。

MVNO委員会の発表は以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。

次が資料 17-3、これはSMA Jと、一部安心協から報告をいただけるということでございます。まず、SMA Jの清水さんから説明をお願いいただいて、その後、安心協の松岡さんに説明いただきます。よろしくどうぞお願いします。

〈(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構及び (一社) 安心ネットづくり促進協議会から、資料 17-3 「(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構ヒアリング資料」について説明〉

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 SMA Jの清水と申します。よろしくお願ひします。

SMA Jでは、プラットフォームを安心・安全に御利用いただける環境の整備を最優先事項と考えています。SMA J及び事業者の取組につきましては、青少年によるSNS等のコミュニケーションサービス利用におけるリスクとそのノウハウの共有を通じて、青少年保護施策を検討・実施、年齢等の利用者特性に応じた利用環境整備の推進、安心・安全な利用のための啓発、保護者等への安全・安心なサービス利用に関する情報の提供をしています。

3 ページ目です。青少年保護施策の実効性向上のため、これまで各事業者が実施してきたソーシャルメディアにおける課題に対する取組を体系化したユーザー保護ナレッジデータベースの構築等を通じて、実効性のある利用者保護施策の検討を継続的に実施しています。ユーザー保護ナレッジデータベースは、これまでSMA J会員各社がサービスを運営する上で検知したリスクや施策を、SMA J内にて共有することを目的に体系化したデータベースで、このデータベースを基に、実効性の高いユーザー保護施策を継続的に検討、実施することを目的としています。

幾つか各社の事例を御紹介いたします。例えば、Byte Dance株式会社は、保護者が自身のアカウントと13歳以上の未成年の子供がどのようにTikTokを使用できるかを管理することができるペアレンタルコントロール機能というものを御用意しています。また、Facebook Japan株式会社では、コメントやDMを送れるアカウントを一時的に非表示にすることで、急激に注目を集めた利用者が望まないやり取りを防ぐことができる抑制機能や、Messengerキッズという子供たちが友達とのつながりを保つために役立つ保護者向けの新しいオプトイン機能を、日本を含む世界70か国以上で提供しています。

4 枚目です。株式会社ディー・エヌ・エーでは、モバゲーで御登録年齢が18歳未満の場

合、年齢が18歳以上のユーザーとのチャットによるメッセージ交換ができないようにシステム的にブロックしています。また、18歳以上のお客様も、18歳未満のユーザーへのメッセージの送信を行うことができないよう、システム的な制限を実装しています。有料コンテンツにつきましても、年齢により1か月当たりの月額課金制限も設定しています。

また、グリー株式会社は、18歳未満ユーザーに当たって、チャット機能を制限したり、検索結果から除外するなど幾つかの制限がかけられています。グリーでは、青少年保護のため、禁止行為の周知や24時間365日体制で、サイト内の監視、パトロールを行い、不適切な投稿を適時除外・削除しています。

5ページ目、LINE株式会社の取組です。LINEでは、青少年のLINEユーザーの皆さんをトラブルから未然に守るため、KDDI、NTTドコモ、ソフトバンクと協力し、18歳未満の方は、LINEのID設定及びID検索を利用することができないよう、部分的な機能制限を実施します。

株式会社ミクシィも、年齢を18歳未満に設定している方は、青少年保護の観点から友人以外の18歳以上のユーザーとメッセージ機能を利用できなかったりと、幾つかの機能に利用制限がかかっています。

モイ株式会社は、未成年、20歳未満の方のオートチャージを含むポイント購入金額の月間上限を設け、年齢ごとの上限を設定しています。

17LIVE株式会社は、17LIVEサービスの利用において、アプリへのアカウント登録を行う場合、20歳以下の未成年であれば、必ず親の承諾が必要になり、未成年者である場合はサービスの利用を一部制限することもあります。

6ページです。SMAJのウェブサイトにて、青少年を中心とした利用者や保護者の皆様の安心・安全なサービス利用のための情報を提供しています。こちらのサイトは、皆様がSMAJ各社の安全性への取組を確認しやすくするために、昨年12月にリニューアルしました。サービスの安心・安全な利用のための情報の普及等で、SMAJは安心ネットづくり促進協議会と連携しております。この取組につきましては、安心協の松岡様から、お話しいただきます。

**【安心ネットづくり促進協議会】** ありがとうございます。安心ネットづくり促進協議会、松岡と申します。資料6ページに書いてあるとおり、私ども安心協としましても、SMAJさんと連携して情報発信していくということが極めて重要だと認識しております。

資料には3つほど、発信の方法、検証、継続的な改善ということが記載されていますが、

両者協議してやっていきたいという中で、まず、簡単にできる取組としまして、12月にリニューアルされたホームページのつながりをよくするという事で、安心協のホームページも早速見直しをかけて、ここに素早く到達できるようなお互いのリンク連携を図りたいと思っております。それから、情報発信の方法を、具体的に保護者に伝える方法について、なかなか悩ましい課題ですが、今年度は、若い世代の保護者に情報を伝えていってはどうかと考えております。

これは相対的に子供の年齢は低くなるわけですが、保護者自身が若いと、これらサービスになじみが深く、サービスを使うに当たって、ホームページを参考にいろいろと考えていただくことが重要ではないかということで、それを伝えて、効果ということを考えていけるかと思っております。また、情報の伝え方や、情報の内容についてもSMA Jさんと連携して、よりよい情報になるような形にできればと、思っております。

安心協からは以上でございます。

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】      ありがとうございます。

7ページになります。SMA J会員は健全なソーシャルメディアの利用に向けた啓発活動の取組を推進しています。SMA J各社の啓発の事例としましては、例えば、Byte Dance株式会社は、内閣サイバーセキュリティセンターが推進するサイバーセキュリティ月間に合わせ、自画撮り被害の防止、誹謗中傷の防止をテーマとして、現在起こっている課題や対策について、ディスカッションを実施しました。

また、Twitter Japan株式会社は、UNESCOと合同でTwitterを活用した教育と学習というメディア情報リテラシーに関するハンドブックを作成したほか、一昨年には、利用者の皆様に、より安心してTwitterをお使いいただくための機能を御紹介する「デジタルセーフティープレイブック」の日本語版を公開しました。

グリー株式会社は、サービス内の健全なSNSに向けた啓発ページを設置しています。

8ページです。SMA Jは法務省、総務省、一般社団法人セーフアーインターネット協会と共同で、「ハートがなけりゃSNSじゃない!」というスローガンの下、SNSの利用で悩んでしまう際に役立てていただくための特設サイトを開設しています。この取組には、Byte Dance株式会社、LINE株式会社、株式会社ナナムウエなどの各事業者も取組を実施していきまして、利用者の意識改革にも貢献しています。

私からは以上になります。ありがとうございました。

〈事務局から、資料 17—4「事務局資料」について説明〉

【中村主査】 ありがとうございます。

続いて、事務局、総務省消費者行政第一課の竹内補佐から説明をお願いします。

【竹内消費者行政第一課課長補佐】 総務省消費者行政第一課の竹内でございます。資料 17—4 に基づきまして、説明させていただきます。

1 ページ目、こちらは御存じのインターネットトラブル事例集の作成・公表でございます。子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため作っているもので、毎年更新、作成しているものでございます。こちらは 3 月 31 日に新しい 2022 年版を公表させていただきました。

内容につきましては、その年々のホットトピックを重点的に扱うということが多くなってございますけれども、今年で申し上げれば、4 月 1 日に施行された改正民法に伴う成年年齢の引下げ等につきまして、充実した内容を盛り込んでいるというところでございます。

2 ページ目、こちらはインタートラブル事例集も含めまして、総務省が公表しております、啓発サイトの紹介でございます。

3 ページ目、こちらは誹謗中傷対策の一環として、総務省が昨年始めました、「鷹の爪団の #NoHeartNoSNS 大作戦」の御紹介でございます。人気キャラクターの「秘密結社 鷹の爪」とコラボいたしまして、様々な動画等をつくらせていただいているというものでございます。3 ページ目の下で、YouTube チャンネルで公開しておりますアニメーション、パンフレットを御紹介しております。

次のページです。先ほど御説明した「鷹の爪団の #NoHeartNoSNS 大作戦」のコンテンツを使った周知広報の状況でございます。まずは、総務省の公式 Twitter ですとか Facebook 等で周知しているというものに加えまして、先ほど御説明したとおり、YouTube チャンネルでも公開しているというものでございます。こちら、何話かに分けて公表していますが、一番多いものでは数十万回再生していただいているところでございまして、ある程度認知を得ているというところです。

一方で、積極的に行政のほうから働きかけるということもしておりまして、こちらの下のほうでございますけれども、都内の大型ビジョン、こちらは新宿の繁華街で動画を放映するといったことを 2 月 11 日から 17 日の間、やらせていただきました。こちらにつきましては、今後も実施を考えてございます。

そのほか、右下でございますけれども、スポーツの試合でも動画を放映するということ

させていただいております、今まではあまり、こういった行政の取組になじみがなかった方々に対しても積極的にリーチを伸ばしているというものでございます。

5 ページ目を御覧ください。こちらは海賊版対策とフィルタリングの関係の啓発動画でございます。こちらは、「僕のヒーローアカデミア」とコラボいたしましたして、同じように動画ですとか、SNSを使って周知をしているというものでございます。

6 ページ目、成年年齢の引下げに関して総務省及び関連団体に御協力いただいている対応の状況でございます。こちらは総務省に関わらず、政府全体の取組として周知広報しているということになったものでございまして、その一環として、総務省もしっかりと対応しているというものになります。内容はここに書いてございまして、総務省のホームページ上で、成年年齢引下げに関する注意喚起をさせていただいたり、インターネットトラブル事例集（2022 年版）におきまして、関連する記載を充実させているというものでございます。そのほか、TCAさん、テレサ協さんにも御協力いただきまして、注意喚起をさせていただいているというものでございます。

そのほか、5 番、安心協さんに御協力いただいて注意喚起を実施して頂いているほか、6 番、FMMCさんに御協力いただきまして、e ネットキャラバンにおいて、関連する注意喚起を実施しているというものでございます。

7 ページ目、フィルタリングサービスに関する優良の周知事例の御紹介です。イオンリテールの労働組合の広報紙で御紹介いただいている内容です。

8 ページ目、こちらはイオンリテールの労働組合に加入していらっしゃる方ということで、恐らく子育ての年代層も含むということだと思いますけども、そういった方々に対してフィルタリングが何なのか、それでどういったことができるのかということ、具体的にイメージが湧くように御紹介いただいているというものです。

総務省といたしましては、こうした取組でフィルタリングの理解に関する裾野が広がっていくということは大変望ましいことだと思っておりますので、今回、参考として御紹介させていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

〈株式会社三菱総合研究所、資料 17—5 「株式会社三菱総合研究所ヒアリング資料」について説明〉

【中村主査】 では、続いて、三菱総研の安江さんから説明をお願いします。

【三菱総合研究所】 三菱総合研究所の安江です。よろしくお願いします。

【三菱総合研究所】 資料17-5で御説明します。

私からは、青少年に関する違法有害情報対策に関する状況調査ということで、諸外国調査を御報告したいと思います。

1ページ目が目次でありますけれども、本日のメインピックは、主要各国におけるプラットフォームへの青少年に特化した規制等ということで、実際はプラットフォームに限らないのですが、オンラインの青少年保護に関する規制の状況について、1のところでは全体像をお示しします。続いて、今、審議中の法案ですとか議会、公聴会等の今の議論の動向ということをお示しします。2番目で御報告します。3番目に、法制度に限らない民間レベルの取組も含めてどういったものがあるか、主なものを御説明します。それから、青少年保護のための技術的手段等とありますけれども、こちらはサブピックといいますか、時間があれば御説明できればと思っていますけれども、フィルタリングサービスの優良事例、実際には各国の状況ですとか青少年の情報発信に関するトラブル防止を目的とした技術的な手法に関するもの、それから、年齢確認に関する各国の状況といったものを書いておりますので、お時間がありましたら、後で御覧いただければと思っております。

では、早速ですけれども、4ページ目、プラットフォームへの青少年に特化した法令・ガイドラインの有無及び概要ということで御説明します。4ページ目は、まず、法令・ガイドラインをどのように分類するかという考え方を示したもので、ここでは「違法有害情報対策」、それから「青少年保護」、「青少年のプライバシー／データ保護」、「普及啓発」、「その他・全般」と分けておまして、「違法有害情報対策」としては、どういったものがそういったものに当たるかという規定・分類、それから禁止・制限事項、利用者への通知・情報提供、ラベリングですとかツールの提供、それから事業者の免責とかそういったものが含まれます。「青少年保護」のところは性的搾取虐待ですとか、経済的搾取虐待ということで、いわゆる児童ポルノとか性的勧誘、接触、キッズ・ユースチューバーに関しての保護と、そういったものです。

5ページ目、こちらが今の分類に沿って、国別、地域別にどういう具体的な法令ですとか勧告、計画といったものがあるかというのを書き出したものでございます。左のほうに一応参考として、日本の主なものを挙げており、韓国、EU、フランス、ドイツ、英国、米国で並べております。フランスとドイツは、基本的にはEUの規則や指令に従うわけですけれども、それ以外に国内法で独自に定めたものを書いておりますので、例えばドイツのところの

「青少年のプライバシー／データ保護」のところ、一応連邦データ法がありますが、ここは青少年保護については基本的にはGDPRに沿ってやっているという書き方になっております。また、青字の部分はガイドラインとか勧告、戦略、あるいはレポートといったもので、黒字の部分が実際に今、施行されている法律という形になっております。

次のページから各国ごとのポイントを説明します。まず、6ページ、韓国です。韓国は、まず青少年保護法で、青少年に有害なメディア製品、実際にはコンテンツも含まれますけども、そういったものをかなり細かく規定して、それに対して、製造者、発行者の義務を定めています。それからプラットフォームで言うと、情報通信網法でネットワークに流していいかどうかといった規定がされています。ゲーム産業振興法や青少年保護法で、ビデオゲーム、オンラインゲームに関する規制があって、いわゆるシンデレラ法とか、そういったゲームのやり過ぎについての規制もあります。

もう1点、キッズ・ユーチューバー保護ガイドラインを定めています。こちらについては、自主規制といますか、ガイドラインで、事業者が署名するという形ですが、未成年者のいわゆるユーチューバーに関する保護が、割と具体的に細かく規定されているというのが特徴になります。

7ページからがEUです。7ページは割と古い、1990年代後半からある理事会勧告や計画です。かなり早い時期から青少年の違法有害情報に関する基本的な枠組みを定めた勧告・計画になっております。当然、表現の自由との兼ね合いもありますけれども、こういう場合には、例えばフィルタリングが許されるとか、メディアリテラシー教育はこうするんだとか、そういったことがいろいろ定められていると。また、事業者がこういう工夫することが望ましいといった形になっております。

8ページ、2006年、また勧告が出ていまして、違法有害情報対策が定められていると。それから、2000年に出たものですが、電子商取引指令の中で、違法有害情報をプラットフォームやホスティング事業者が仲介した場合に免責規定を定めるという形になっております。

それから、これは2000年代になってからですが、児童に対する性的虐待および性的搾取と児童ポルノとの闘いに関する指令ということで児童ポルノ対策。9ページでは、実際の性的接触、勧誘といったものについての規制というものも定められました。プライバシー保護という面では、GDPRで未成年者に対して保護者の同意とかそういったことが含まれる。それからターゲティング広告とかプロファイリング、そういったものについては反対と

いう考え方が示されています。

10 ページ、まだ審議中ですがデジタルサービス法、いわゆるDSAという法案が審議されておりまして、こちらは全ての仲介サービス提供者、プラットフォーム事業者も含めますが、それらに対して、違法コンテンツの流通に関する責任の規定や、事業者の規模に応じたユーザー保護の義務というのを定めていますが、未成年者保護については、特に利用規約の面で未成年者に合った形で分かりやすくきっちり説明するとか、ダークパターンの禁止と、ユーザー生成ポルノコンテンツへの対応をしっかりとすることなど、未成年者に対するターゲティング広告を禁止するといったことが盛り込まれていることが青少年保護という点では特徴かと思います。

11 ページ、フランスです。フランスはデジタル経済法の中で、電気通信事業者に対してフィルタリングを提供することを義務づけているという点が特徴かと思います。テロや未成年者を巻き込んだわいせつ物を含むコンテンツについて、事業者の義務を定めるという形になっています。

12 ページ、こちらもフランスの特徴が1つあり、労働法の中で、いわゆるキッズ・ユーザーの保護というものを定めております。また、これは法律じゃなくて提言という形ですが、フランスのデータ保護機関、CNILというのがありますが、未成年者のデジタル権ということで、8項目からなる提言を、昨年4月、約1年前に発表しています。

次の13ページから14、15ページ、データ保護機関が出しているもので、データ保護だけではなく、ツールの提供や周知啓発といったものも含まれた、割と幅広いものになっている点が特徴かと思います。

16 ページがドイツになります。ドイツは、青少年保護法と州際協定で、未成年者に対する有害コンテンツというものをかなり細かく定めていて、それに対する規制や義務、禁止行為といったものをかなり詳細に定めているという点が特徴かと思います。

18 ページは英国になります。英国は2017年デジタル経済法の中で、まずフィルタリング等を提供してもいいということを確認した上で、政府と主要ISPが合意する形で、2013年からフィルタリングが本格的に始まったという経緯がありますけども、Ofcomが定期的に認知度とか利用度というのを報告しているという点が1つ特徴です。データ保護に関しては、年齢に応じた設計コード、AADCがありまして、罰則、罰金が定められている法定行動規範ということで定められております。

次の19ページの下の方、オンライン害悪白書と書いてありますけど、Online Harms

White Paper というものと、それに基づいて提案されているオンライン安全法案、こちらが青少年保護に限らない幅広いものですが、こちらが現在、審議中ということになっております。

それから 20 ページが米国です。米国は児童インターネット保護法（C I P A）というものと、児童オンラインプライバシー保護法（C O P P A）というものが大きな特徴です。C I P A については、連邦政府の補助を受けてインターネット環境を整備した学校や図書館については、フィルタリングも含めたインターネット安全ポリシーを持っているということ、毎年証明しなくてはならないという義務があつて、学校とか公的機関でのフィルタリングというものがかなり導入されているということ、未成年者のプライバシー保護に関しては C O P P A の中でかなり厳しく規定されていて、違反した場合には F T C による訴訟もあるといった形になっております。

各国における議会・マスコミ等における議論の動向ということで、22 ページに全体の概観を書いております。22 ページの表の上から、まず 2 番目の E U のデジタルサービス法案ですが、プラットフォーム事業者を含む全ての仲介サービス提供者というカテゴリーに対して、違法コンテンツの流通に関する責任、免責条件を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザー保護のための義務を規定する法案として提案されています。

他方で、同じ時期ですが、英国ではオンライン安全法案というのが出ていまして、英国における安全なネット環境の確保を目的として、プラットフォームなどのオンライン事業者による自主規制に依存しない、政府が規制を行って、その規制が守られているかを O f c o m が監視するという新しい踏み込んだ規制を提案しております。こちらのほうも、未成年者の保護とか有害情報対策とか、メディアリテラシー向上の取組と、そういったものが幅広く含まれております。

米国ですと、注目された「F a c e b o o k 文書」報道というのがありまして、F a c e b o o k や I n s t a g r a m が利用者、特に青少年に対して重大な影響を及ぼすということを知りつつ、利用拡大を優先したということで大きな問題になりました。これを受けて、上院で 5 回の公聴会が開かれて、有識者による問題提起や事業者による説明、内部告発者の証言といったものも行われたと。ここでの議論を踏まえ、超党派の議員による提案として、子どもオンライン安全法というものが提案されているという状況になります。

23 ページに英国のオンライン安全法案の概略があります。プラットフォームはこういふことを守らなくてはならないという法定注意義務が規定されていて、それを守っている

かどうかを監視され、守っていない場合には罰金がかかると。サービスとしては、一定の条件を満たすSNS等のユーザー間サービスとか検索サービスというもので、違法なコンテンツ、子供に有害なコンテンツ、大人に有害なコンテンツというものが規制対象となっております。

義務としては、左下にありますようにリスク評価とか違法コンテンツの対応、表現の自由とプライバシーへの配慮、報告・救済の仕組み、記録の保存、透明性の確保といった形になっております。非常に踏み込んだ規制ということになります。

次が39ページです。39ページがEUのDSAの説明ですけれども、まず、どの事業者に適用されるかという分類を書いています。いわゆるOTT的な情報社会サービスというものの中に仲介サービスがありまして、その中にさらにホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム、超大規模オンライン・プラットフォームというものが規定されていて、具体的なサービスは右側のほうに細かい字で書いてあります。それぞれに対して、40ページのような形で義務が規定されています。上の仲介サービス提供者の免責・義務と、電子商取引指令を現代化したものですが、それに加えて、真ん中にある透明、アクセシブルで安全なオンライン環境のための義務というものが定められていて、①から④、前のページにあった4つのカテゴリーごとに義務が定められています。この中で赤い字のところは未成年者に直接関係する規定ですが、分かりやすい説明・要約を含む利用規約であるとか、データパターンの禁止、ユーザー生成ポルノコンテンツの対応など未成年者に対するターゲティング広告の禁止といったものが含まれております。

43ページはFacebook文書報道の概略で、FacebookとかInstagramが若者にとって有害であるということを知りつつ、競合サービスに勝つために自社のサービスの拡大を優先したということが、いろいろな文章で明かされてしまったということで問題になりましたと。

44ページ、アメリカの上院で開かれた公聴会の概略を表にしています。全部で5回ありまして、有識者の問題提起とFacebookのそれに対する説明、釈明と、書面でしたが内部告発者の証言、最後に各事業者がこういうことをやっています、こういうことをやっていきますという説明をしたという形になっております。

45ページにポイントを抜き出しています。有識者としては、いろいろ深刻な問題が起きているとか、もっと規制を強化すべきという指摘があり、事業者としてはいろいろやっているし、これからも専門家の連携も含めてやっていくのだということを説明したと。内部告発

者としては、中にいる人しか分からないので、透明性とか説明責任が重要だと、そういった主張・指摘になっております。

それを受けて法案が提案されたということで、47 ページです。問題意識としては、10 代の精神衛生上の危機、これは F a c e b o o k 文書の中でも指摘されていました。これを問題視して、中毒のような使用パターンや有害、または違法な製品の宣伝とか破壊的ないじめというもの、特にコロナ禍でいろいろなことがオンラインで行われているので、これは重要な問題になっているという問題意識が示されていて、解決方策としては、親と子供への安全策とツールの提供、それからソーシャルメディアの説明責任、アルゴリズムの開放と、こういう 3 本柱が示されています。

48 ページに具体的な規定内容を書いていますけども、割と厳しいです。第三者による独立監査とか、そういった厳しい法案になっていると言えると思います。

最後、各国の民間レベルの自主的取組の事例ということで、50 ページにまとめを書いています。いろいろな取組がありますが、法令・ガイドラインによって民間にやらせているものとしては、先ほど言ったイギリスの A A D C です。こちら、15 項目を守れということで、守らない場合には結構高い罰金がかかります。

それからマルチステークホルダーでの取組として、1 つは英国のインターネット安全協議会 (U K C C I S)、これは昔 U K C I S と言っていましたが、こちらのほうで SNS 及びインタラクティブサービスの提供事業者に対するガイドというのが作成されていて、このガイドラインには大手企業によるベストプラクティスや、NGO など、オンラインの子供の安全の専門家によるアドバイスという、企業向けアドバイスが掲載されていると。このガイドラインのベースともなった安全原則というのが別途ありまして、これは 子ども ICT 連合 と仮に訳していますけども、ICT Coalition for Children Online という団体がありまして、そこの 6 つの原則というのがあります。その実施、遵守状況について、Coalition への参画、アクション、これは電気通信事業者とか大手プラットフォーマーが参加していますが、それが 1 年置きに、定期的にかなり詳細なレポートを公表する取組もされています。また、I T U (国際電気通信連合) では、2020 年に、I T U 児童オンライン保護ガイドラインというのを策定して、それに基づいて様々な活動をしているという形になっております。詳細は、それぞれの後ろのほうにありますけれども、こうした形で様々な取組が行われているということになっています。

説明は以上になります。

【中村主査】 どうもありがとうございました。

ここまで皆さんに対策を前に進めていただいたという御報告があり、総務省も自ら普及啓発に汗をかいているという報告がありました。それから、今、安江さんのほうから海外調査、非常にコンパクトに報告をいただきましたけれども、とても貴重で、重要な調査をいただきました。これは日本の政策にも大いなるヒント、参考になると思いますけども、皆さんいかがでしょうか。

ここまでについて、質問、コメント等あれば、お寄せいただきたいと思います。

【尾花構成員】 尾花です。御発表いただいた皆様、本当にありがとうございました。すごく整理されていて、年度が変わり、昨年度のまとめという意味では、とても有意義・有効な、活用できる内容だと感じました。

さて、MVNOさんのフィルタリングの申込率、有効化措置率の公表についてですが、先ほど御説明いただいたような“公表できない理由や事情”をデータと合わせて表に出していただけるとうれしいです。今の資料では、やっていないところが良くない事業者であるという印象になる上、実際にはMVNO事業者のみなさんが一生懸命取り組もうとしてくださり、1つの方向に向かって歩もうとくださっているのに、足並みがそろっていない印象を与えてしまいかねません。公表できないのはなぜなのか、青少年は販売対象にしていない、今はやっていないがこれから取り組む予定などの背景を、注釈でも結構なので御紹介いただけると良いと考えます。独自ですばらしい工夫をしていらっしゃる事業者さんも、プラスアルファの取組をしていらっしゃる事業者さんもたくさんあるので、ぜひともお願いいたします。

SMA Jさんの発表に関しては、情報提供ページをもっと分かりやすくしてほしいです。ぱっと見、文字ばかりだと読む気にならないので、図解を追加するなどして工夫していただけないか？という願いは、以前より再三申し上げます。読む人が読もうと思える見せ方と、読みたいと思う内容かどうかは別問題、読もうと思えるような表示・表現と、見た目の分かりやすさをもう少し追求していただけないでしょうか。また、先ほどMR Iさんの調査データの中にも「子供が理解できる利用規約の表示方法にする」という項目がありましたが、読んだ人が理解できるものでないと意味がありません。せっかく各社さんそれぞれ出している情報なので、もう一工夫をぜひともお願いいたします。

私が感動したのは、イオンリテールさんの労働組合の広報誌です。このような形で企業、職場で保護者の方たちに啓発をすることの必要性は、内閣府の第4次計画のときから織り

込まれている内容ですが、やっていただいているところがまだまだ少なく、働きかけもなかなかできない中、好事例を御紹介いただいたのがとても印象に残っており、こういった企業がどんどん増えてくれるといいなと思いました。

最後に、MR Iさんの発表内容については、本当に頭が下がる思いです。こんなに各国がやっているという感動と同時に、日本が一番進んでいるような言い方をこれまでしてきた部分が多かったのに、実は、日本はある意味立ち後れているという気付きもありました。日本では、フィルタリングというツールがあったがために、「フィルタリングを入れれば何とかかなる」というスタンスできてしまったのではないかと。フィルタリングよりも実際に企業に協力をお願いした取組、例えば、アメリカにおける“中毒性のある製品機能の無効化”や“デフォルトで最強の設定を有効にすることを要求する”、EUにおける“ターゲティング広告の禁止”など、これから私たちが何か新しい取組をする際に、見習うべき、日本でも取り入れるべきことが大変多く含まれていたと思います。

特にアプリ内のサービスに関しては、現在、様々なものが多く混在している状態ですが、例えばファイナンス系のアプリ内コンテンツに関しては、先ほどのアメリカの例にならって無効化していただくとか、18歳未満ができるだけ使わないように工夫することをきちんと取組としてやっていく必要があると感じます。日本はフィルタリングありきだったために遅れてしまった部分を、海外の好事例を参考にしながら、フィルタリングだけに頼らず、企業さんの取組や事業者側の細かな対応としても、追求していくべきだと思いました。

質問はほぼありませんが、こういった形で、私は皆さんの発表を受け止めました。TCAさんの発表も、新しい取組を常にやっていっしょるということで、毎回すばらしいと感じています。全ての事業者の皆さんには引き続き取組をしていただきつつ、海外の事例をうまく利用して、日本が一番遅れているという事態にならないような施策をどんどんつくっていければいいなと思います。

以上でございます。

**【中村主査】** ありがとうございます。まず、上沼さん、お願いします。

**【上沼構成員】** 本当にどうもありがとうございました。毎回詳しい説明をいただいでいて、本当にありがたいと思っております。時間がないので幾つか箇条書的に言いますが、まず、TCAさんの御発表で2ページ、KDDIさんが保護者宛ての設定促進メールを送っていらっしゃるということですが、それについてのフィードバック、つまり結果がもし分かるようでしたら、今後アップデートのときに言っていただければありがたいと思います。これ

はお願いなので、質問ではありません。

あと、資料2のMVNOさんの発表なのですが、多分尾花さんの御意見にもかぶるところがあると思うのですが、4ページ、「未定」と「予定なし」という部分で、「予定なし」については、先ほどの御説明を聞けば、青少年は使わないからというのは分かるのですが、「未定」というのがよく理由が分からないのです。ですので、それについては理由をいただいたほうがいいのかと思いました。これもすぐにお答えいただけるようならいただければと思いますが、難しければ今後追加を考えていただければと思っています。

それと関連して、3ページ、OSフィルタリングについて実装されている機能が十分に満たしているかが判断できないということだと思うのですが、この辺り、どういう議論がされているのか、もし教えていただけるようであれば教えていただきたいです。これは、御質問としてお願いできればと思います。

あと、前々からSMA J、安心協との取組での情報発信のところについては、非常に期待をしている部分ではありまして、特に今回、GIGAスクールで、子供たちが端末を使うようになっていて、SNSも、ますます使うことになると思います。そのときに、親のほうで判断できないという状況は非常に問題だと思うので、これは早めに進めていただければと思います。また、これは総務省へのお願いですが、「上手にネットと付き合おう！」という特設ページをつくっているの、例えばそこから情報提供のページのリンクを貼っていただくとか、していただければ広がりやすいのではないかとと思われるので、そのような展開も考えていただければというお願いです。

最後、MRIの御発表、すごく詳しいものでありがたいです。前回OECDのリコメンデーションのときには日本がリーダーシップを取ってつくったという前提があるのに、今回のOECDの各国のリーガルフレームワークのレポートでは、日本への言及がほぼないのです。私も見たのですが、2か所ぐらいしかありません。そういう意味で、日本の取組が、若干積極的でないように見えているというのが残念だと思っています。その理由として、例えばOS事業者が日本ではないとか、SNS事業者が日本ではないとか、いろいろな理由はあると思うのですが、そうは言っても、日本の子供たちをどう守るかというお話なので、その辺りをもう少し、今回のOECDのレポートを前提に考えていきたいと思っています。この前御発表いただいたOECDのリスク分類があると思いますが、あれと日本の対応で、どこか穴の空いている部分があるのかとか、あるいは各国の法律がどのようにそこに対応しているのかということが、今後可能であれば分かってありがたいと思ったので、これは

一応お願いベースということで、お願いです。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。まず、テレサ協井原さん、SMA J 清水さんから何かコメントございますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会井原でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、OSフィルタリングのところに関しまして、議論ができていないということもございますので、改めて委員会のほうで議論させていただければと思いますし、対応状況の未定のところにつきましても、おっしゃるとおりかと思っておりますので、こちらも、まだヒアリングをしたばかりということでもございますので、後ほど議論のほうをさせていただいて、また改めて、このような場で説明させていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

【中村主査】 清水さん、何かありますか。

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 SMA J の清水です。ありがとうございます。

SMA J の質問ではなかったと思うのですが、安心協とのG I G Aスクールにつきましても、安心協やSMA J 内でも検討していきたいと考えております。

【中村主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。続いて、山口さん。

【山口構成員】 国際大学の山口です。御説明いただきまして、ありがとうございました。様々な活動が大変進んでいるということはよく分かりました。

その上で、幾つか質問とコメントをさせていただきたいのですが、まず、資料1と2に関しまして、フィルタリングサービスに関して、どういった啓発をされているかと、非常によく分かったのですが、こちらは家庭内ルール、いわゆるこういうトラブルを防ぐためにはこういうルールづくりをしましょうみたいな話ですが、そういうこととともに啓発するということが可能でしょうかというのが質問です。あるいは、そういったことをしているかということです。と申しますのも、私が昨年度に消費者行政第一課とやらせていただいた研究では、トラブル回避という観点では、フィルタリングサービスの導入と家庭のルールの導入、両方やっているのがとても重要でした。なので、フィルタリングサービスをこれで導入しましょう、で終わりではなくて、有効にそれを働かせるために、こういう家庭内ルールもつくりましょうみたいな、そこまであるとすごく親にとっては楽だと思います。そういうことの啓発をしているかということです。並びに、もししていないとしたら、やっ

ていただくことは可能かというところが質問です。正直、あれもこれも説明しなくては、というところだと思いますが、そこをお聞きしたい。

2点目が、これは資料2に関して、上沼先生と同じ意見でして、申込率改善への取組が未定というところが非常に多かったのが、今後、それは変わっていくのか、あるいは変わらない理由があるのかというところを明らかにしてほしいと思いました。

3点目、資料3につきまして、SMA Jの会員企業の皆様が大変有意義な取組、並びに啓発をしていると私も考えております。しかし、特に啓発の部分で、取りあえず啓発ページを作ってみたとなりがちなのも事実です。なので、もし可能であれば、今後、御説明いただくときに、啓発ページの効果というものが分かるようなことが書いてあるといいかと思いました。例えば、啓発ページのページビュー数等を出すことが可能ならば見たいと感じた次第です。以上が、事業者の方に対しての3点。

続けて、総務省に対して、3点ございます。全て資料4に関するものです。

まず、1つ目がトラブル事例集について、対象が一体どこなのかというのが毎回気になっています。正直私が読む資料としては、かなりそうだよねと思いますが、子供が読むとなると、内容は、多分文字数が多過ぎます。なので、もし学校での活用とかを考えているなら、もっとシンプルなものも用意したほうがいいのではないかと感じており、もちろん内容はすごく素晴らしいのですが、もう少しシンプルなものもという感じです。

2つ目が、物すごくマイナーな話ですけど、「僕のヒーローアカデミア」のコラボレーション、とてもいいと思うのですが、せっかく世界的に有名な日本の漫画であるということと、並びに、テーマが誹謗中傷だけでなく海賊版とかをやっているのも、特に海賊版とかの話は英語での発信があってもいいのではないかと思った次第です。

最後に、制度に対する3つ目の観点ですけども、トラブル事例集とか啓発ページとか、先ほど動画の再生回数の話はあったんですけども、いろいろつくられているのは私はよく分かっているのですが、それがどういう効果があるかという検証はとても重要なので、そのページビュー数がどれぐらいという反応のデータを、ぜひ本会議で共有していただきたいと思っています。これはSMA Jと違って、総務省の会議の話なので、多分出せるのではないかと考えておりますので、そこをぜひ見られるといいかと思った次第です。

以上です。

【中村主査】 順にTCA、テレサ協、SMA J、総務省とコメントいただければと思いますが、どうでしょう。

【電気通信事業者協会】 TCAです。結論から言うと、やっています。ウェブサイトとかにも掲載しておりますし、各社のパンフレットの中にも家庭内でルールをつくりましょうという内容を記載しております、各社ともそういう説明をしています。

【山口構成員】 それは具体的にどういうルールがいいみたいなところを提案されているという理解でよろしいでしょうか。

【電気通信事業者協会】 これはソフトバンクの例ですけれども、平日は何時から何時までにはしか使えないようにしましょうとか、どういうアプリを使うようにしましょうとか、ちゃんと宿題を優先してやりましょうとか、こういうことを親子の間でちゃんとルールを決めてやりましょうというものを提供しています。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会の井原でございます。

御指摘のところに關しては、今後、定期的に各社の対応状況についてはヒアリングをさせていただき予定としております。今後、未定のところにつきましても、状況の確認のほうはさせていただきまして、基本的には、業界のガイドラインは遵守していただくように、各社のほうへお願いをさせていただき予定でございます。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 SMA J 清水さんはコメントありませんか。

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 特にないです。

【片桐消費者行政第一課長】 総務省消費者行政第一課長の片桐でございます。3点御質問ありましたので、お答えいたします。

まず、トラブル事例集でございますが、こちらは、基本的には小学校高学年から高校生ぐらいをメインターゲットにしているものでございます。おっしゃるとおり、年々、内容が充実されておまして、その結果、文字数が多くなっているということはございます。ただ、単純に中身を減らせばいいというものでもないというのもございますので、現時点で、動画で1分間の解説をするといったものも新たに加えたり、いろいろ工夫をしたりしているところでございます。現時点で、2022年版ができましたので、23年版をつくる際には、御指摘の点も踏まえて、さらに改善できないか検討していきたいと思っております。

2点目の「僕のヒーローアカデミア」の啓発動画でございます。こちらは、確かに海賊版の話もありますが、メインはフィルタリングの話になっておりますので、この動画自体が、英語にフィットするかというと、ここのところは、また検討するところがあるかと思いま

すが、いずれにしても、今後、総務省のほうで啓発動画等をつくる場合においては、英語での発信ということも、場合によっては検討する必要があるかと、御指摘をいただいて考えたところでございます。

最後、効果検証でございますが、特に、「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」につきましては、こちらは最近、効果検証に関する内部的な資料はつくったところでございます。次回の会合において、この検証結果について何らかの形で共有できないか検討してまいりたいと思います。

総務省からは以上でございます。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 では、続いて森さん、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。各所で適切な取組をやっていただいていると思いますが、今回は、潮の変わり目といたしますか、先ほどからの先生方の御意見を伺っていても、新しい視点が必要になってきているのではないかと強く感じましたので、そのことについてお話ししたいと思います。そのことについてお話しする前に、まず、1つだけフィルタリングに関しては、資料2のMVNOの取組の中の個社名公表については、これは理由とともに公表していただければいいということだと思いますので、尾花さんがおっしゃっていたことですが、全く同じように思いますので、それを強調しておきたいと思います。

それから、資料5、海外と比較してみてもどうかということで、結構思い知ったところがありましたので、それを強調しておきたいと思いますが、3点申し上げます。

1個目は、尾花先生もおっしゃっていましたが、フィルタリングに偏り過ぎたのではないかと。言い方は悪いかもしれませんが、日本はフィルタリング偏重であったのではないかと。2点目は、海外の法制度は全体的にデータ保護、プライバシー保護、児童のプライバシー保護と、それからコンテンツによる悪影響の双方について目配りがされているということです。日本においても、問題状況が全く同じで、データ保護についてはGIGAスクールに関する問題がかねてから指摘されていますけれども、あまりそれについて、何か分析が入る様子はなく、それからコンテンツの悪影響については、最近ではメタの内部告発の問題は非常に大きなトピックだったと思いますけれども、政府検討会等ではあまり取り上げられていないのかと思います。

3点目に、先ほどのメタの内部告発問題のお話をさせていただきましたけれども、これはスルーされすぎだと思います。フィルタリングをカスタマイズすることについて、TCAさん

から御説明がありまして、本当にそれはよい取組で、また、着々と成功されていると思えますけれども、カスタマイズした後は、このままプラットフォームのコンテンツを見るわけです。カスタマイズできることがよく分かりましたと。外すことができた、外せたと、よかったよかったと、フィルタリングを残せてよかったということだけでは当然よくなくて、その後、どんなものに長時間接することになるかということが非常に重要だと思います。したがって、コンテンツそのものがどうなっているかについての取組が必要ということです。

SMA Jさんから御説明いただきましたけれども、そういうポジティブな取組は非常に重要なことで、よくやっていると認めていますけれども、それだけでは駄目だと思います。資料5の47ページ、米国は、これは私、初めて見ましたので全然知らないのですが、ソーシャルメディア・プラットフォームが、子供へのリスクに対処するための有意義な手段を講じているかどうかを、保護者や政策立案者が評価できるようにするとあります。これは我々も同様にやっているような気がしますが、その後、赤字でアルゴリズムの開放と書いてあるわけです。これが内部告発問題の教訓であったと思いますし、どういう取組をしているか、例えば、違法情報を削除している、有害情報を削除しているということは、それはもちろん重要ですが、そうではなくて、結論的に子供がどんなものを見るのか、子供の精神状態にどんな悪影響があるのか、子供にどんな危険があるのかということは、それだけでは全く語り尽くされていないことなので、アルゴリズムの開放のようなことを含めた評価ということは重要です。フィルタリングのカスタマイズができたからよかったという話ではない。コンテンツがどうなっているかということを、我々はこれから真剣に考えていくべき局面に来たのではないかと思います。

以上です。

**【中村主査】** ありがとうございます。続いて、石田さん、お願いします。

**【石田構成員】** 石田です。よろしくお願いします。2点あります。

1つは、テレサ協さんのところで、フィルタリングの導入の取組をたくさんしてくださっていて、ありがたいと思いました。その中で、カスタマイズについては触れられていないのですが、問題となっていたのが、フィルタリングは最初はかけるけれども、後から外してしまうということが多くあって、それでTCAさんの取組が発表されたかと思いますが、MVNO委員会さんでは、カスタマイズのことについては触れられていなかったのですが、カスタマイズについてはどのようになっているのか、また、説明もされているのかどうかということを1つお伺いしたいと思います。

それと、SMA J さんについて、お願いですけれども、今回の御発表の中では、各社さんの取組の中で好事例というのを発表していただいたかと思いますが、会員さんの中でばらつきがあるかと思しますので、各社の良い取組がどこの会社も同じような対応ができるといいと思しますので、今後については、そのような方向で、ぜひお願いしたいと思います。

6 ページの安心・安全の取組のところ、各社さんのマークが載ってまして、ここをクリックすると、その横に、安心・安全な利用のためにと、主な機能が載っているのですが、この中に、年齢制限があるところは年齢制限が何歳以上ですと書いてあったり、全くそういうことに触れていないところがあったりしています。

それと、このサイト自体どういうサイトなのかと、どういうサービスが提供されているのかというの見ようと思っても、リンクがある社とリンクがないというところがあります。ですので、少なくとも、提供しているサイトに飛ぶというリンクは必要なんじゃないかなと思いました。また、できればここに書かれている安心・安全の利用規約とか、カスタマイズについて、親がその中で設定が可能というものがあるのであれば、保護者が設定可能なところに飛ぶとか、そういったリンクがあると分かりやすいかと思しますので、ぜひリンクを設けていただきたいと思いました。

以上です。

**【中村主査】** テレサ協井原さんは何かお答えありますでしょうか。

**【テレコムサービス協会】** MVNO委員会、井原でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

各社のアプリ自体はカスタマイズ可能なサービスになっておりますので、実際の御利用方法のところの周知に関しても、改めて確認させていただければと思います。また、MVNOの独自ガイドラインには、そのような案内をするように記載のほうもしておりますので、そちらの対応状況をヒアリングさせていただくようにしたいと思っております。

また、カスタマイズのところに関しては、事業者によりますが、実際カスタマイズされたものの、例えばLINEであるとかSNSを、実際にさらに安心して使えるようなアプリを提供しているところもございますので、そういったものについても、今後、説明のほうをさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

**【石田構成員】** ありがとうございます。

**【中村主査】** ありがとうございます。SMA J 清水さんは何かコメントありますか。

**【ソーシャルメディア利用環境整備機構】** ありがとうございます。SMA J 内にて、各

社だけではなく、業界団体としてこういった取組の議論も進めておりますし、サイトに関しましても、リンクだとかを掲載する必要があると思いますので、SMA J内で検討させていただきます。

**【中村主査】** どうもありがとうございます。では、尾上さんお願いします。

**【尾上構成員】** 尾上です。よろしく申し上げます。御発表ありがとうございました。私はTCAさんの2ページの質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、保護者宛て設定促進メール、上沼委員からも話がありましたように、KDDIさんが対応済みということで、この状況の確認ができたらと思いますので、次回以降、また、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、店頭説明ツールですが、分かりやすくコンパクト、かつ詳細にまとめられ、また、ウェブサイトにもつながるような形でしっかりと配布されているという認識を得ております。あわせて、ウェブサイト等の閲覧状況といったものが分かればと思います。というのは、保護者が集まる機会がどんどん少なくなってきておまして、個社の閲覧状況が、また次の展開につながるかとも思いますので、こういった面をお知らせいただければ、総務省が閲覧件数とかいう発表をされていましたが、そういったところにもお願ひできればと思います。

あわせて、最後の個社向け特別サイトの開設についてですが、この辺もどんどん進化していくかとは思ひます。うまくそこを活用している状況の御説明を、今後、またいただければと思います。

以上です。

**【中村主査】** ありがとうございます。では、曾我部さん。お願いします。

**【曾我部主査代理】** 曾我部でございます。どうも御発表ありがとうございます。

2、3あるのですが、今まで構成員の皆様方から御指摘があった点が多いのですが、トラブル事例集に関しては、私も紙のものを見たときには、山口構成員からあったような印象を持ったのですが、ウェブ版ですと比較的分かりやすくなって、媒体によって違うのかと思ったりもいたします。いずれにしても、最近、個人的な経験から子供向けは、自分でリスクについて考える、多発的に様々なルールの必要性を理解するというための資料が全体として少なめだという印象を持っておりましたので、その辺に今後注力していただくといいのかと思っておりますというのが1点目です。

もう一つは、法制度に関してMRIさんから大変詳細な御報告いただいたところとの関係、それから、フィルタリング中心主義という、ほかのこれまでの構成員の発言との関係で、

今までなぜタスクフォースでもフィルタリング中心の対応になってきたかということを考えるに、これは結局、環境整備法がそうになっているからだと思います。そのために、フィルタリング対策に関心が集中し、今回、MR I さんの御発表にあったような様々な論点の対応が後手後手になってしまったということも、もう少し多角的に考える必要があると思います。

そういうことで申しますと、法律レベルでももう少しフィルタリング中心主義的な立てつけを改めるとか、そういったことをしないと、なかなか検討会レベルでの議論が制約されてしまっていくのが、今回の反省点の1つではないかと思ったりもしますので、これもまた中長期的課題になるかと思うのですが、議論のフレームワークの作り方について、気を向ける必要があると感じた次第です。

以上です。

**【中村主査】** どうもありがとうございました。

特に、MR I さんの海外調査については、皆さんから御指摘があつて参考とすべき、あるいは見習うべき政策を整理すべき、あるいは、それこそ今、御指摘いただいたように、環境整備法の内容にも影響するフレームワークを見直すという大きな問題提起もはらんでいるということですので、今日はコンパクトな報告でしたけれども、これを掘り下げたり分析したり議論したりするということが今後、必要なのではないかと、皆さんの意見から私も伺っていて感じた次第です。これは次回以降にどのように扱うかということも相談してまいりたいと思います。ありがとうございます。

## ② フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告について

**【中村主査】** では、もう一つの今日の議題、フィルタリングの申込率・有効化措置率について、これについても既に議論になっているところもございますけれども、改めてTCAと、テレサ協MVNO委員会から説明をいただければと思います。

まず、電気通信事業者協会からお願いできますでしょうか。吉岡さんからの説明です。

〈(一社)電気通信事業者協会から、資料 17-6 「(一社)電気通信事業者協会資料」について説明〉

**【電気通信事業者協会】**

資料 17-6 を御覧ください。1 ページ目に、事業者設定率と加入率の推移を示しております。こちらは以前からお示ししているもののアップデート版です。1 点だけ、事業者設定

率につきましては、前回までは「有効化率」と呼んでおりましたが、言葉が分かりにくいという御指摘をいただきまして、「事業者設定率」という表現に変えております。

2 ページ目が、個別の各社のここ 5 か月間の推移ですので、御覧ください。

3 ページは定義ですので、これは割愛いたします。以上です。

【中村主査】 続いて、井原さんから説明です。

〈(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 17—7 「(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) 資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会、井原でございます。

それでは、資料の 17—7 を御覧ください。MVNO各社の申込率及び有効化措置率について説明させていただきます。

先ほどのパートのところでも御説明させていただきましたとおり、今回、社名公表可及び条件付公表可の事業者に関して、社名の公表をさせていただいております。なお、青少年利用が 0 件の事業者も結構ございますので、結果的に今回、案内させていただいている事業者はこちらの資料のとおりとなっております。

まず、計測の対象期間につきましては、申込率及び青少年利用率に関しては、昨年 の 10 月から 12 月まで、有効化措置率につきましては、利用者からの案内をいただく関係上、6 か月間ですので昨年の 7 月から 12 月となっております。先ほど説明させていただいたとおり、一部の事業者を除きということで社名公表を不可とされている事業者が 1 社だけございまして、その理由としましては、どうしても社内の企業方針として、数値関係を一切公表しないということにされているということで、本件についても非公表という案内がございますということですが、今回、他社に関しては公表しているという事例もありますので、改めて検討いただくようお願いしたいと思っております。

そして、こちらの資料の説明でございますけれども、前回同様、業界合算値のほうを掲載させていただいております。本データとしては、14 社の平均値となっておりますが、青少年利用が 0 件の事業者も分母に入りますので、そうした平均値と御確認いただければと思います。

全体としましては、大きく前回、前々回と変化はございませんけれども、こちらは、どうしても分母が大きい事業者の数値に影響を受けるということでもございますので、まず、参考値として御確認いただければと思います。また、各社の数値に関しての説明は割愛させていただきますので、データのほうを確認いただければと思います。

以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。今の2つの報告について、質問、コメント等ございますでしょうか。

【石田構成員】 TCAさんにお伺いしたいというか、ソフトバンクさんのところですけども、加入率と事業者設定率について、かなり数値が上がっているの、何か特別に対応をされたのかということをお伺いしたいです。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの吉岡として、お答えいたします。

これは特別に何か対策をやったということではないのですが、従来から実施している店頭で説明をしていくということをやっているということが徹底されてきているのだと思います。

【石田構成員】 特に今までとは変わらないけれども、これだけ上がってきたということだけなんですね。

【ソフトバンク】 そうです。

【石田構成員】 そうですか。いいことだと思います。ありがとうございます。

【中村主査】 ほかよろしいでしょうか。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。今、ちょうどウクライナのこともあって、国全体が、正しい情報の見分け方みたいなことを啓発していかなければいけないというモードに動いているような印象を受けます。昨年度の最初のほうの会議では、内容も含め啓発教育の在り方をもう少し議論しなくてはいけないという話があったと思いますが、年度の途中からフィルタリング議論のみに変わってしまい、昨年度のまとめという位置づけの今回、啓発教育の在り方に関する議論が全然なくなってしまったのが、気になっておりました。「情報の見分け方」と「誹謗中傷」というのは一対で教育しなきゃいけないことだろうと思っていて、そのあたりが特に気がかりです。最近、女性アイドルが女性の友達とのツーショットを掲載し「結婚しました、エイプリルフールです」と発言したことが大炎上しました。マイノリティーへの冒涇みたいなこと言う人もいるようですが、女性タレントが男性共演者とのツーショットを掲載して「結婚しました、エイプリルフールです」と言ったら問題にならないはず。女性同士あるいは男性同士の場合のみ、マイノリティーとかダイバーシティだとか差別だとかという話になるのは、そもそも逆差別ではないのか？と考えなければなりません。なのに、今の話題に乗っかれそうな内容だからと大人が一方的な意見で騒ぎ立てるので、それを見ている子供たちは、「異性なら大丈夫なことでも、同性同士の場合は冗

談にはいけないんだ、特別なんだ」という逆の差別教育を、ネットを見ている中で受けてしまうということになるわけです。

大人たちが間違った受け止め方で書き込んでしまったありとあらゆる投稿や発信が、実はマジョリティーとしてネット上に山ほど存在しています。そのため、それを判断基準にすることが正しいような錯覚＝曲がった教育を子供たちにしてしまうという事態が生じています。昨年度早々にあったタスクフォースの際の、「もう少し具体的に」「もっと多角的に」啓発教育を考えなければいけないよね、これまでの一遍通りの教育じゃダメだよねと言っていた議論を今年度もぜひ継続してください。トラブル事例集があればいいとか、もっと分かりやすい啓発資料があればいいということではなく、今申し上げたように、大人が間違った方向を示すと、子供はそれが正しいと思って歩んでしまうという、こうした現状を何とか改善すべく、啓発教育をしていかなければいけないということについて、フィルタリング云々とは別の視点での議論が必要だと考えます。今年度、ぜひとも加えていただけたらと思います、意見として最後に言わせていただきました。お時間頂戴してありがとうございました。

### (3) 閉会

**【中村主査】** ありがとうございます。重要な指摘だと思います。ありがとうございます。た。

では、今日も議論があって、いろいろと次回以降の宿題もいただいたかと思っております。次回のタスクフォースのスケジュールについて、事務局から連絡お願いできますか。

**【竹内消費者行政第一課課長補佐】** 次回の日程、場所等につきましては、調整の上で、別途事務局から連絡させていただきます。よろしく申し上げます。

**【中村主査】** では、これで17回の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上